

**【特集】犯罪・非行へのもう一つの視点—犯罪被害者等への支援, 現状とこれから—**  
—現代行動科学会第33回大会テーマセッション—

## 矯正と被害者支援

(話題提供) 高橋 功 (盛岡少年刑務所)

刑務所や少年院、少年鑑別所等の矯正施設は、罪を犯し司法の手続きを経て収容された者に対し、法令に則り更正に必要な働き掛けや取扱いをしてきた。すなわち、犯罪加害者の処遇が中核的な業務であるが、犯罪被害者等への支援制度が整備され、犯罪被害者等への保護・支援の機運が高まってきたことを受け、被害者に配慮し、その要望に応じる仕組みを整えてきた。その一つが被害者通知制度施行に伴う取組みで、矯正は関係部署との連名で「被害者等通知制度実施要領について」、「被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知について」の通達等を発出し、検察庁を介し、被害者等に対し、事件の処理結果や受刑者の釈放等に関する通知を行ってきた。

さらに、平成16年に策定された「犯罪被害者等基本計画」の提言を受け、平成19年に矯正は関係部署との連名で「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」を発出し、刑務所のみならず、少年院や少年鑑別所においても関係機関と連携し、加害者の処遇状況等に関する情報を被害者等に通知することとし、被害者等通知制度の拡充を図ってきた。

一方、矯正施設では、加害者である被収容者に対し、自らの罪の大きさや被害者の心情を認識させ、被害者に誠意を持って対応していくための方法を考えさせる指導が実施されてきている。これは、被害者の視点を取り入れた矯正教育(少年院、平成17年)／改善指導(刑事施設、平成18年)と呼ばれているものであり、その中では、犯罪被害者等をゲストスピーカーとして招へいし、直接の加害者ではないものの、受刑者や少年院在院者に対して講話を行っていただくことも行っている。

矯正施設と直接的・間接的な犯罪被害者等との出会いは、犯罪被害者等への直接的な支援(情報提供)と並行し、加害者である受刑者や少年院在院者の改善・更生を促すための協力をお願い、といった形で関わり始めている。

被害者関連施策の拡充をはじめとした被害者支援の高まりは、一方で、矯正施設に加害者の再犯防止を重視した教育、矯正処遇の展開をより意識付ける後押しとなり、刑務所では改善指導に教育担当者のみならず現場の刑務官も指導者として参加するなど部署の壁を越えて全所的に取り組む体制が全国的に形成されつつあるほか、平成27年には公共職業安定所の相談員を常駐させ、矯正施設と安定所の連携による刑務所出所者等に対する就労支援に関する先進的な取組をモデル的に実施している。

矯正はその取り扱う対象者の特質上、社会から隔離された世界であるように思われがちだが、社会の動向を踏まえつつ、加害者のみならず被害者に対しても、矯正と関係機関が連携し、現行の制度の範囲内で可能な取組を行っている。

とはいえ、これらの取組が可能なのは、当然ながら、国民皆様の御理解があつてこそである。今後もなお一層の御理解と御協力をいただきたくお願い申し上げます。